

ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の措置について

「平成26年度税制改正の大綱」（該当部分）の概要

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

制度の概要

1. 高等職業訓練促進給付金等の非課税措置

- 次の給付金について非課税とするもの。
 - ・ 「高等職業訓練促進給付金」：ひとり親の就職を容易にするために必要な資格（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を促進するため養成機関において2年以上修業する場合に、その期間中の生活を支援することを目的として、自治体により支給（月額10万円、上限2年、所得制限あり）。
 - ・ 「自立支援教育訓練給付金」：適職に就くために必要な教育訓練（自治体が指定）を受けたひとり親に対してその経費の2割相当額を自治体により支給（上限10万円、所得制限あり）。

2. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しに伴う非課税措置

- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、現在、手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により手当は支給されない。このため、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給できるよう法律改正を行うことを検討している（次期通常国会への法案提出を検討）。
- 現在、児童扶養手当は非課税所得とされていることから、新たに差額を支給する場合でも、非課税所得とするもの。

3. その他所要の改正

- ひとり親家庭への支援施策の見直しに係る改正法案に伴う税制上のその他の整備。